

評価項目及び評価基準

項目番号	評価項目	評価基準
1 法人の適格性 【配点20点】		
(1)	法人の理念・姿勢	法人の基本理念・経営理念（方針）が確立されているか。 職員や利用者への周知が図られているか。
(2)	運営実績・経験	当該事業をはじめ介護保険法に基づくサービス事業において十分な運営実績・経験を有しているか。
(3)	個人情報保護、職員の守秘義務、その他法令等の遵守に関する取組み（労働関係法令の遵守を含む。）	個人情報の保護や職員の守秘義務について必要な措置がとられ、個人情報の適正な取扱いが期待できるか。 介護保険法、労働関係法令をはじめとした各種法令等の遵守に関する方針が確立されており、適正な運営が期待できるか。
(4)	利用者への情報提供・情報公開並びに自己評価及び第三者評価に関する考え方	利用（申込）者が必要な情報を容易に収集できるよう情報提供や情報公開に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。 自己評価・外部評価について、その趣旨を理解し、サービスの改善及び質の改善を図る意識はあるか。
(5)	法人の経営状況・経営努力	法人の経営状況が良好であり、当該施設の整備・運営に支障がないか。 健全な経営状況の実現及び維持するための経営努力に関する考え方や取組みがあるか。
2 事業に対する企画力 【配点20点】		
(1)	事業所運営の基本的な考え方	事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、質の高いサービス提供に向けた取組みが期待できるか。
(2)	開設にあたって地域住民の理解を得るための取組み	事業所の開設にあたり、住民説明会を開催するなど地域住民の理解と賛同を得るための具体的な取組みを行う計画があるか。
(3)	独自提案	施設設備や運営に限らず、先見性や独自性に富んだ創意工夫や考え方など、特色のある提案があるか。
(4)	不動産取得、建設工事、運営資金の資金計画・収支計画	建設等に必要な資金について、その調達方法など資金計画が確実であるか。また、借入金がある場合は償還が確実に履行される見込みがあるか。 無理のない妥当な収支計画が立てられており、安定的な運営が見込まれるか。
(5)	建設用地及び建物の確保、土地利用・施設建設規制の調整、事業スケジュール	建設用地及び建物の確保が確実に見込まれるか。 用地の開発、造成及び建設にあたっての開発許可等、必要な許認可が得られる見込みがあるか。 工程及び開設までの事業スケジュールが具体的に示されており、実現性のある計画となっているか。

3 運営全般 【配点40点】	
(1)	事故防止への取組み及び事故発生時の対応
(2)	苦情処理・解決体制
(3)	衛生管理体制
(4)	非常災害対策
(5)	日常生活上の支援
(6)	虐待防止に対する取組み
(7)	住み慣れた地域での在宅生活を支える取組方針
(8)	主治の医師との連携体制
(9)	家族等との連携体制
(10)	地域との連携に関する方針

4 職員体制及び関係機関との連携 【配点 20 点】	
(1) 職員の採用についての考え方や配置計画、人材確保の取組みなど	職員の採用についての考え方や配置計画（配置人数、有資格者・経験のある職員の配置など）、人材確保の取組みに対して具体的な計画があるか。
(2) 職員の育成・研修制度の内容や職場の環境づくり、待遇に関する取組み	職員の意欲や満足度を高めるための職場の環境づくり、職員の待遇（昇給・賞与の有無など）等に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。 職場内の研修や外部の研修を利用するなど、介護従業者をはじめとする職員の資質の向上を図るための具体的な計画内容であるか。
(3) 市民雇用の考え方	市民雇用について積極的な考えはあるか。
(4) 認知症ケアに対する考え方	認知症ケアに対する考え方が確立されており、職員が認知症に対する正しい知識と理解を持って適切に介護が行われるよう計画されているか。
(5) 関係機関との連携体制	他の介護保険事業所、医療機関及び行政との連携体制に関する基本的な考え方や具体的な計画があるか。